

スマホデビューした高齢者向けステップアップ講座業務委託
企画提案募集要項

高齢者の IT リテラシー対策を進める市町と連携し、スマホを使い始めた高齢者に e スポーツ体験講座を実施することで、e スポーツに対する高齢者の理解の促進を図る。

この業務の受託者を選定するための企画提案を下記のとおり募集する。

1 委託業務名

スマホデビューした高齢者向けステップアップ講座業務委託

2 委託業務内容

スマホデビューした高齢者向けステップアップ講座業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

3 履行期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 25 日（予定）

4 予算額

予算額 4,000,000 円

※ 本業務の契約締結に係る上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

5 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 過去 3 年間に国または地方公共団体等と本事業と類似した契約を誠実に履行した実績を有する者であること。

(2) 次のアからカまでのいずれにも該当すること。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号）第 91 条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。

エ 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

- オ 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- カ 法人税、法人県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納していないこと。

6 スケジュール

ホームページへの掲載	令和5年10月17日
質問事項受付開始	10月17日
質問事項の受付期限	10月20日15時まで
質問事項の回答	10月25日
企画提案参加希望書の提出期限	10月27日17時まで
企画提案書の提出期限	11月9日17時まで
企画提案審査	11月中旬(予定)
選考結果発表	11月中旬(予定)

7 企画提案募集から受注者決定までの手続き

(1) 質問の受付及び回答

ア 質問の受付

「別紙様式2 質問書」に記入の上、電子メールで提出すること。

※ 電子メール送信後、必ず電話により着信の確認を行うこと。

電子メールアドレス：k2414001@pref.saitama.lg.jp

電子メールの件名：スマホデビューした高齢者向けステップアップ講座業務
委託企画提案質問書

質問受付期間：令和5年10月20日15時まで

イ 質問の回答

質問への回答は、令和5年10月25日以降、県ホームページに掲載する。

(2) 企画提案参加表明

本企画提案に参加を希望する者は、以下に基づき、あらかじめ参加表明を行うものとする。

ア 提出書類

- ・企画提案参加希望書（別紙様式1）
- ・過去3年間の類似実績一覧

様式は任意とし、業務名、発注者、実施時期、契約金額、業務の概要を記載すること。

- ・誓約書（別紙様式3）

イ 受付期間

令和5年10月27日17時まで

ウ 提出先

埼玉県北部地域振興センター 地域振興担当

(住所) 〒360-0031

埼玉県熊谷市末広3-9-1 (熊谷地方庁舎1階)

(電話) 048-524-1110 / (FAX) 048-524-0770

(メールアドレス) k2414001@pref.saitama.lg.jp

エ 提出方法

電子メール (必着)

※ 電子メール送信後、必ず電話により着信の確認を行うこと。

(3) 企画提案書の提出等

企画提案書の提出は、以下に基づき行うものとする。

ア 受付期間

令和5年11月9日17時まで

イ 提出先

埼玉県北部地域振興センター 地域振興担当

(住所) 〒360-0031

埼玉県熊谷市末広3-9-1 (熊谷地方庁舎1階)

(電話) 048-524-1110

ウ 提出書類

別添「仕様書(企画提案用)」を参照のうえ、募集要項「8 企画提案書」に示す書類を提出すること。

エ 提出方法

電子メール

オ その他

- ・企画提案は、1提案者につき1提案に限る。(複数提案は不可)
- ・企画提案書の提出後は、その内容を変更することはできない。
- ・応募書類の作成に係る経費は、提案者の負担とする。

8 企画提案書

企画提案書は以下の構成とすること。

なお、様式は任意とするが、A4判横長、ページ番号を付与して作成すること。

(1) 表紙

- ・表題 (スマホデビューした高齢者向けステップアップ講座業務委託企画提案書)
- ・応募者の住所、氏名並びに連絡担当者の氏名、電話番号、メールアドレス

(2) 目次

(3) 提案内容等

- ・基本方針
- ・提案内容
- ・業務実施体制
- ・その他必要と思われる事項

(4) 添付書類

- ・法人の概要が分かるもの
※既存のパンフレット等でも構いません。
- ・委託料見積書
※見積書は、項目、単価等を明らかにした積算内訳とすること。
※宛名は「埼玉県知事 大野元裕」宛とし、代表者印の押印は不要。

9 審査・選定

- (1) 県は本業務に関する契約先候補者選定委員会により、提出された企画提案書及びその他提出書類に基づき、企画提案の内容や業務実施能力などを総合的に審査する。
- (2) 選定委員会による審査の結果、最も評価が高かった提案者を契約先候補者に選定する。企画提案書等を提出した者が1者のときは、選定委員会が提案内容を総合的に審査し、本業務の契約先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を契約先候補者として選定する。なお、審査は提案事業者から提出された企画提案書等を用いた書面審査とし、プレゼンテーション審査は実施しない。書面審査に当たっては、提案内容について県から提案者に質問事項を送付する場合がある。県から質問があった場合、提案者は質問に対する回答を作成し県に送付することとする。なお、回答内容は審査の対象とする。

10 選定結果の通知及び公表

契約先候補者の選定結果については、提案者全員に電子メールで通知するとともに、埼玉県公式ホームページにおいて公表する。

11 契約の相手方の決定方法

県は、契約先候補者と業務履行に必要な協議を行う。協議が整った場合は当該契約先候補者から改めて見積書を徴収し、当該見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。

なお、契約先候補者との協議の結果、合意に至らなかった場合又は「5 応募資格」を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次点の事業者と改めて協議を行う。

12 その他留意事項

(1) 提案の失格、無効

次のいずれかに該当する申込みは無効とする。

- ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの。
- イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
- ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
- エ 指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。
- オ 書留以外の方法で郵送されたもの。
- カ 提出書類に不足があるもの。

- キ 企画提案協議参加希望書等に代表者の記名がないもの。
- ク 委託料上限額を超える金額で見積書を提出したもの。
- ケ 見積金額を訂正したもの。
- コ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの。

(2) 企画提案競技の停止、中止及び取消

緊急等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、当該企画提案競技を停止、中止または取り消すことがある。なお、この場合において、当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

(3) その他

- ア 参加申請に係るすべての費用は参加者の負担とする。
- イ 提出された参加申請に係るすべての書類について返却しない。
- ウ 企画提案書による提案内容は埼玉県に帰属する。

13 問い合わせ先

埼玉県北部地域振興センター 地域振興担当 青木

(住所) 埼玉県熊谷市末広3-9-1 (熊谷地方庁舎1階)

(電話) 048-524-1110 (メールアドレス) k2414001@pref.saitama.lg.jp